

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 子ども・子育て会議（第41回）が開催される（内閣府） …………… 1
- ◆ 保育所・認定こども園等の「児童福祉施設」は7月から「敷地内禁煙」に（厚生労働省） …………… 2

◆子ども・子育て会議（第41回）が開催される（内閣府）

平成31年1月28日、子ども・子育て会議（第41回）が開催されました。本会からは、佐藤秀樹副会長が出席しています。

会議では、平成31年度予算案について説明がありました。10月からの幼児教育・保育の無償化の実施や、待機児童の解消のため「子育て安心プラン」を前倒しすること、保育士確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善を実施すること等が説明されました。

公定価格については、平成30年度の国家公務員給与改定に応じて、公定価格の平成30年度単価表を、保育士及び幼稚園教諭等「人件費+0.8%程度」（財源は補正予算）、平成30年4月1日から遡及適用し実施することが示されました。また、消費税率引き上げへの対応、チーム保育推進加算の要件の緩和、栄養管理加算の拡充が実施される予定です（当日配布の資料1-2）。「チーム保育推進加算」は職員の平均勤続年数「15年以上」とされている要件が「12年以上」に緩和されます。「栄養管理加算」は、「栄養士を嘱託するための費用」を「栄養士を嘱託する場合のほか、非常勤栄養士（週3日程度）を配置する場合の費用」へ拡充されます。幼児教育・保育の無償化の実施にあわせて10月から適用される予定です。

経営実態調査は、2019年度も実施される予定です。幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）を対象として、2019年3月時点の運営内容と、2018年度の収支実績が調査されます。

調査内容は、設置主体、児童数、事業の実施状況等、公定価格における年間の収支差（2018年度）、職員の給与（2019年3月分）について、職種別の勤続年数や支給額（支給額は2017年と2019年との比較）、職員の配置について2019年3月時点での職種別の配置状況を調査するとしています。

平成30年7月に実施された「保育所等における運営実態の調査研究事業」について、調査結果の速報が示されました。

保育所の平成30年3月の平日の日数21日のうち、平均開所日数は20.9日、土曜日の日数5日のうち、平均開所日数は4.8日。

保育所の土曜日に開所している施設のうち、給食を提供している施設は91.5%。

土曜日の共同保育の実施状況、土曜日・休日の利用児童数、職員の勤務状況、休日手当等の支給、各種加算の取得状況、実費徴収の状況、給食への取組状況なども速報として公表されています。これらの調査結果は、今後、公定価格について議論する際の参考となる予定です。詳細は当日配布の資料8をご参照ください。

内閣府ホームページに、会議資料が公開されています。また、協議動画は近日中に公表される予定です。

内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子ども・子育て会議等

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

◆保育所・認定こども園等の「児童福祉施設」は7月から「敷地内禁煙」に（厚生労働省）

平成31年1月17日、「健康増進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（平成31年政令第5号）が公布されました。

改正健康増進法は受動喫煙対策をすすめるもので、児童福祉施設は「第一種施設」とされ、「敷地内禁煙」への対応が求められています。今般の政令により、改正法は2019年7月1日に施行されることが確定しましたので、会員施設におかれては行政と連携のうえ、ご対応のほどお願い申し上げます。

詳細は、別添の資料2をご参照ください。